

国立大学法人滋賀大学は、「滋賀大学憲章」の実現を目指し、新たな社会を切り開く変革の駆動力として「未来創生」に貢献する大学を目指し挑戦し続けていく組織たるべく、ここに職員の人事基本方針を定める。

## 1.人事の基本方針

「未来創生」型の文理融合教育、価値の創造に貢献する研究の推進を進め、社会との連携・協働を通じ、社会・地域のイノベーションを創出する拠点としての機能を強化していくことを目指し、中長期的な財政展望を踏まえ、多様性を重視した教育研究組織の充実と持続可能な発展に向けて、適正な人事政策を進めていく。

## 2.基本方針を展開するための取り組み

### (1) 組織における人材の多様性の拡充

多様性を尊重し、職種、年齢、性別、国籍、障がいの有無等の違いにかかわらず、基本方針に照らし、公正な評価により選考を行う。

多様性の確保及び組織の活性化を推進するため、特に教員については、若手教員及び女性教員の採用を積極的に行う。また、外国人や、その他社会における多様な経歴を有する者の採用を進める。

### (2) 柔軟な人事制度の拡充

組織の活性化、社会との共創を進めるために、任期制や年俸制、クロスアポイントメント制度等の教育研究の活力を支える制度を充実させていく。

### (3) 適正な評価と処遇への反映

業務改善の基盤である職員の能力向上への意欲を維持していくために、職務上の成果を公正かつ厳格に評価し、処遇に反映していく。

### (4) 人材育成への取り組み

「未来創生」に貢献する大学として機能を強化していくため、高度な専門的知識や各業務において求められる能力を備えた人材育成を進めていく。特に経営人材については、研修機会の充実や職務経験の機会を拡充することを通じて、育成を図っていく。